

議案第13号

令和4年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

令和4年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 46,411
	1 使 用 料	46,411
2 財 産 収 入		10,388
	1 財 産 運 用 収 入	10,388
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 県 債		54,000
	1 県 債	54,000
歳 入 合 計		110,800

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		千円 110,800
	1 事 業 費	110,800
歲 出 合 計		110,800

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港 湾 管 理 事 業 費	令和5年度	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 10,340 </div>

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾管理事業費	54,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	54,000			